沼津市立病院条例の一部改正について

沼津市立病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月22日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

沼津市立病院条例の一部を改正する条例

沼津市立病院条例(昭和23年条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表人間ドック料の部診察、身体計測の項中「 6,460円」を「 6,560円」に改め、同部上部消化管内視鏡検査(経口)の項中「13,580円」を「14,150円」に改め、同部上部消化管内視鏡検査(経鼻)の項中「12,590円」を「12,650円」に改め、同部上部消化管エックス線検査の項中「13,680円」を「14,130円」に改め、同部血液検査(生化学・血液学)の項中「 9,620円」を「 9,590円」に改め、同部血液検査(感染症)の項中「 2,800円」を「 2,830円」に改め、同部ヘリコバクター・ピロリ抗体検査の項中「 3,310円」を「 3,340円」に改め、同部大腸内視鏡検査の項中「20,330円」を「20,540円」に改め、同部胃がんリスク検診の項中「 5,510円」を「 5,040円」に改め、同部子宮がん検診の款経腟超音波検査、子宮頸部細胞診、ヒトパピローマウイルス検査の項中「15,310円」を「15,250円」に改め、同款経腟超音波検査、子宮頸部細胞診、ヒトパピローマウイルス検査、子宮体部細胞診の項中「21,030円」を「20,970円」に改め、同部頭部MR I / MR A の項中「22,880円」を「26,120円」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

「提案理由」

人間ドックの料金について、令和6年度診療報酬改定内容を反映するものである。